

保障見直し特約 目次

第1条	用語の意義	第11条	特約の読替え
第2条	特約の締結	第12条	給付限度の取扱い
第3条	見直後特約の責任開始期	第13条	主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則
第4条	見直前特約の消滅	第14条	見直価格の充当先等の特別取扱い
第5条	保障見直し後の特別取扱い	第15条	見直後特約に総合医療特約を含む場合の特則
第6条	告知義務違反に関する特別取扱い	第16条	見直前特約の更新時に保障見直しを行う場合の特則
第7条	保障見直し後の主契約または見直後特約の解約、解除または引出しの取扱い	第17条	見直後特約にがん診断特約等を含む場合の特則
第8条	見直後特約に特定疾病保障定期保険特約等を含む場合の特則	第18条	見直前特約に生活障害収入保障特約等を含む場合の特則
第9条	見直後特約に保険料払込免除特約等を含む場合の特則		
第10条	特約の同時消滅		

保障見直し特約

第1条 (用語の意義)

この特約において、次表に定める用語の意義は、次表に定めるとおりとします。

用語	意義
主契約	最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険をいいます。
保障見直し	主契約に付加されている特約の一部を消滅させ、主契約にあらたに特約を付加して締結することをいいます。
見直前特約	この特約を締結することにより消滅（減額により特約の一部が消滅する場合も含まれます。）する主契約に付加されている全ての特約をいいます。
見直後特約	保障見直しにより主契約にあらたに付加して締結する全ての特約をいいます。

第2条 (特約の締結)

この特約は、保障見直しにより見直後特約を締結する際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第3条 (見直後特約の責任開始期)

- ① 会社は、見直後特約の締結を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から見直後特約における責任を負います。
 1. 見直後特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
 2. 告知が行われた時
- ② 前項にかかわらず、会社が告知の省略を認めた場合は、見直後特約の第1回保険料および会社の定める金額を会社が受け取った時から見直後特約における責任を負います。
- ③ 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の積立金の全部または一部を第1項および前項に定める見直後特約の第1回保険料または会社の定める金額の払込みに充てることができます。この場合、見直後特約の第1回保険料と会社の定める金額は同時に払い込まれたものとします。

第4条 (見直前特約の消滅)

- ① 会社が見直後特約の申込みを承諾した場合には、見直前特約は見直後特約の責任開始と同時に消滅します。
- ② 次に定める金額の合計額を見直価格とし、前項により見直前特約が消滅したときは、見直価格を主契約の積立金に充当します。この場合、見直前特約の解約返戻金は見直前特約の定めにかかわらず支払いません。
 1. 見直前特約の保険料積立金。ただし、見直後特約の死亡保険金額等を基準として計算した金額の合計額が見直前特約をこえないときは、見直前特約の解約返戻金を下限として会社の定める方法により計算した金額とします。

2. 前納保険料または一括払保険料の残額^[1]
 3. 会社に払い込まれた保険料のうち、払込期月の契約日の応当日の到来していない保険料
 4. 保険料年1回払・年2回払契約における見直前特約の保険料の残額^[2]
- ③ 前項にかかわらず、保障見直し特約の締結の際、保険契約者から申出があったときは、次の取扱いを行います。
1. 見直価格の全部または一部を見直後特約のうち会社の定める特約の保険料積立金等に充当します。
 2. 見直価格に主契約の積立金の全部または一部、積立配当金およびすえ置かれた生存給付金等を含めます。

第5条（保障見直し後の特別取扱い）

- ① 見直後特約について次に定める理由が生じた場合で、会社の指定する日までに保険契約者から申出があったときは、見直後特約は締結されなかったものとし、前条にかかわらず、見直前特約は消滅しなかったものとして取り扱います。
1. 見直後特約締結の際の告知義務違反により見直後特約が解除される時
 2. 見直後特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより、見直後特約による高度障害保険金もしくは給付金^[1]の支払いまたは保険料の払込免除が行われないとき
 3. 見直後特約の責任開始期前に初診日がある疾病を原因としていたことにより、見直後特約による重度慢性疾患保険金または特定重度生活習慣病保険金の支払いが行われないとき
 4. 被保険者が見直後特約の責任開始の日から起算して3年以内の自殺により死亡したことにより、見直後特約の死亡保険金等が支払われないとき
- ② 前項の場合、次の第1号の金額から第2号の金額を差し引くものとし、その結果余りがあるときは、保険契約者に払いもどします。ただし、見直前特約において保険金等の支払理由が生じているときは、見直後特約の保険金等の受取人に支払います。
1. 払い込まれた保険料のうち見直後特約の特約充当保険料の合計額
 2. 見直後特約の締結時から前項に定める事由に該当した時までの期間中に払込期月の契約日の応当日の到来した見直前特約の特約充当保険料の合計額
- ③ 前項第1号の金額が前項第2号の金額に不足するときは、次のとおり取り扱います。
1. 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険契約者が払い込む方法または主契約の積立金から充当する方法により、その不足額を払い込んでください。払込みのないときは、第1項の取扱いを行いません。
 2. 前号にかかわらず、見直前特約において保険金等の支払理由が生じているときは、それらの保険金等から不足額を差し引きます。ただし、支払金額がその不足額になお不足するときは、前号に定めるところにより取り扱います。
- ④ 第1項により見直後特約が締結されなかったものとする場合で、見直前特約の保険契約者代理人および被保険者代理人と見直後特約の最終の保険契約者代理人および被保険者代理人とが異なるときは、見直前特約の保険契約者代理人および被保険者代理人は見直後特約の最終の保険契約者代理人および被保険者代理人に変更されたものとし^[2]ます。
- ⑤ 次に定める場合は、第1項にかかわらず、見直後特約が継続していたものとして取り扱います。
1. 見直後特約の死亡保険金額等^[3]の合計額が消滅時における見直前特約の合計額をこえない場合で、第1項各号のいずれかに該当したとき
 2. 見直後特約について、すでに給付金^[4]が支払われているとき
- ⑥ 前項第1号の場合、次のとおり取り扱います。



第4条補則

- [1] 払込期月の契約日の応当日が到来していないことにより、未だ保険料に充当されていない部分をいいます。
- [2] 払込期月の契約日の応当日以後に保険契約の消滅等が発生した場合に、保険契約者に払いもどすものとして主契約の普通保険約款等に定めている部分をいいます。

第5条補則

- [1] 特定疾病保険金、介護保険金、介護年金、就労不能・介護年金、就労不能・介護保険金、特定重度生活習慣病保険金、認知症保険金、特定認知症状態保険金、災害保険金、災害高度障害保険金および高度障害年金を含めます。
- [2] 保険契約者、死亡給付金受取人および死亡保険金受取人は、見直後特約の締結期間中における最終の者であり、変更はありません。
- [3] 収入保障特約、収入保障特約(18)または新介護収入保障特約の場合は、第1保険年度における年金の現価相当額とします。
- [4] 特定疾病保険金、重度慢性疾患保険金、介護保険金、介護年金、就労不能・介護年金、就労不能・介護保険金、特定重度生活習慣病保険金、認知症保険金、特定認知症状態保険金、リビング・ニーズ保険金、がん長期サポート保険金、がん診断保険金および重度認知症前払保険金を含めます。

1. 保障見直しの際に告知義務違反があった場合でも、見直後特約の給付日額等^[5]が見直前特約をこえない部分については、解除されないものとします。
2. 被保険者が見直後特約の責任開始期以後に次のいずれかに該当した場合で、その原因が見直前特約の責任開始期以後かつ見直後特約の責任開始期前に生じていたものについては、その原因は見直後特約の責任開始期以後に生じたものとみなします。ただし、見直後特約の給付日額等^[5]が見直前特約をこえるときは、そのこえる部分については、見直後特約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
 - イ. 見直後特約の高度障害保険金または給付金^[1]の支払い
 - ロ. 見直後特約の保険料の払込免除
3. 被保険者が見直後特約の責任開始期以後に重度慢性疾患保険金または特定重度生活習慣病保険金の支払いに該当した場合で、見直前特約の責任開始期以後かつ見直後特約の責任開始期前に初診日がある疾病を原因とするものについては、見直後特約の責任開始期以後に初診日があったものとみなします。ただし、見直後特約の重度慢性疾患保険金額または特定重度生活習慣病保険金額が見直前特約をこえるときは、そのこえる部分については、見直後特約の責任開始期前に初診日があったものとして取り扱います。
4. 被保険者が見直後特約の責任開始の日から起算して3年以内の自殺により死亡した場合でも、見直後特約の定めにかかわらず、死亡保険金等を支払います。ただし、被保険者が見直後特約の責任開始の日から起算して1年以内の自殺により死亡した場合は、次のとおり取り扱います。
 - イ. 保障見直しがなかったものとした場合に見直前特約^[6]の死亡保険金等を支払わないときは、見直後特約の死亡保険金等を支払いません。
 - ロ. 保障見直しがなかったものとした場合に見直前特約^[6]の死亡保険金等を支払うときは、次の金額のうちいずれか低い金額を見直後特約の死亡保険金等として支払います。
 - (1) 保障見直しがなかったものとした場合に支払うこととなる見直前特約^[6]の死亡保険金額等^[3]の合計額
 - (2) 見直後特約の死亡保険金額等^[3]の合計額

第6条（告知義務違反に関する特別取扱い）

見直後特約の締結の際の告知義務違反の有無にかかわらず、見直後特約の締結日前2年以内に保障見直しを行った見直前特約の締結の際に告知義務違反があったときは、会社は、告知義務違反により見直後特約を解除することができます。この場合、見直前特約に保障見直しされた特約、見直前特約または見直後特約のうち、死亡保険金額等^[1]の合計額が最も低い特約が継続したものと取り扱います。ただし、見直後特約の締結の際に告知義務違反がないときは、見直後特約の死亡保険金額等^[1]の合計額が見直前特約の消滅時における死亡保険金額等^[1]の合計額をこえる部分については、解除されないものとします。^[2]

第7条（保障見直し後の主契約または見直後特約の解約、解除または引出しの取扱い）

- ① 保障見直しの際の責任開始期から会社の定める期間中に主契約が解約もしくは解除されたとき、または積立金の引出しが行われたときは、主約款にかかわらず、見直価格を主契約の積立金に充当した部分について会社の定める計算方法で計算した金額を差し引いて主契約の解約返戻金額を計算します。
- ② 保障見直しの際の責任開始期から会社の定める期間中に、見直価格を充当した見直後特約が解約または減額されたときは、見直後特約の定めにかかわらず、見直後特約の解約返戻金から、見直価格を見直後特約の保険料積立金に充当した部分について会社の定める計算方法で計算した金額を差し引いて支払います。

第8条（見直後特約に特定疾病保障定期保険特約等を含む場合の特則）

- ① 見直後特約に特定疾病保障定期保険特約を含む場合に、被保険者が見直後特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特定疾病保険金の支払いに際しては、見直後特約の特定疾病保険金額が見直前特約と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。ただし、見直後特約の特定疾病保険金額が見直前特約をこえる部分につ



第5条補則

[5] 給付日額、給付金額、特定疾病保険金額、重度慢性疾患保険金額、介護保険金額、介護年金もしくは就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額、特定重度生活習慣病保険金額、認知症保険金額、特定認知症状態保険金額、災害死亡保険金額、災害高度障害保険金額、災害保険金額またはがん診断保険金額をいいます。

[6] 見直前特約について第1項の取扱いが行われるものとするときは、見直前特約に保障見直しされた特約とします。

第6条補則

[1] 収入保障特約、収入保障特約(18)または新介護収入保障特約の場合は、第1保険年度における年金の現価相当額とします。

[2] 解除されない部分に定期保険特約以外の特約が含まれている場合には、その部分に対応する特約は定期保険特約に保障見直しされていたものとします。

いては、次表に定めるところによります。

1. 見直前特約のがん診断保険金額から見直後特約のがん診断保険金額を差し引いた金額 ^[1] と同額の範囲内の部分	見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとし ます。
2. 前号に定める金額をこえる部分	乳房の悪性新生物に罹患したことによる特定疾病保険金を支払わず、 継続したものとして取り扱います。

- ② 見直後特約に特定重度生活習慣病保障特約を含む場合に、被保険者が見直後特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたときは、次に定めるところによります。
1. 特定重度生活習慣病保険金の支払いに際しては、見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額が見直前特約と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとし。ただし、見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額が見直前特約をこえる部分については、次に定めるところによります。
 - イ. 次の(1)の金額から(2)の金額を差し引いた金額^[1]と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとし。
 - (1) 見直前特約の特定疾病保険金額およびがん診断保険金額^[2]の合計額
 - (2) 見直後特約のがん診断保険金額^[2]
 - ロ. 前イに定める金額をこえる部分については、悪性新生物に罹患したことによる特定重度生活習慣病保険金を支払いません。
 2. 前号により特定重度生活習慣病保険金を支払わない部分は、その診断確定された日から起算して1年以内^[3]に保険契約者から申出があったときは、無効とします。この場合、受け取った特定重度生活習慣病保障特約の保険料のうち、この部分に対応する金額を保険契約者に払いもどします。
- ③ 見直後特約に特定認知症状態保障特約を含む場合は、第5条（保障見直し後の特別取扱い）第6項第2号の適用に際しては、見直後特約の特定認知症状態保険金額が見直前特約をこえる部分のうち次に定める金額の合計額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。
1. 見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額^{[1][4]}
 2. 見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額^{[1][5]}
 3. 見直前特約の介護保険金額^{[6][7]}
 4. 見直前特約の認知症保険金額から見直後特約の認知症保険金額を差し引いた金額^{[1][8]}
- ④ 見直後特約に特定認知症状態保障特約を含む場合に、被保険者が見直後特約の責任開始期の属する日から起算して1年以内に特定認知症状態に該当したと医師によって診断されたときは、次に定めるところによります。
1. 特定認知症状態保険金の支払いに際しては、見直後特約の特定認知症状態保険金額が見直前特約と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとし。ただし、見直後特約の特定認知症状態保険金額が見直前特約をこえる部分については、次に定めるところによります。
 - イ. 次に定める金額の合計額と同額の範囲内の部分については、生活障害収入保障特約等に定める所定の認知症に該当したときは、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとし。
 - (1) 見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額^{[1][4]}
 - (2) 見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額^{[1][5]}
 - (3) 見直前特約の介護保険金額^{[6][7]}
 - (4) 見直前特約の認知症保険金額から見直後特約の認知症保険金額を差し引いた金額^{[1][8]}
 - ロ. 前イに定める金額をこえる部分については、特定認知症状態に該当したことによる特定認知症状態保険金を支払いません。
 2. 前号により特定認知症状態保険金を支払わない部分は、無効とします。この場合、受け取った特定認知症状態保障特約の保険料のうち、この部分に対応する金額を保険契約者に払いもどします。
- ⑤ 見直後特約に認知症保障特約を含む場合は、第5条（保障見直し後の特別取扱い）第6項第2号の適用に際しては、



第8条補則

- [1] 負となる場合は「0」とします。
- [2] がん診断特約のがん診断保険金額およびがん診断継続保障特約のがん診断保険金額の合計額をいいます。
- [3] 見直後特約の保険期間中に限ります。
- [4] 保障見直しがなかったものとした場合に就労不能・介護年金の支払理由に該当するときに限ります。
- [5] 保障見直しがなかったものとした場合に就労不能・介護保険金の支払理由に該当するときに限ります。
- [6] 介護年金の現価相当額を含めます。
- [7] 保障見直しがなかったものとした場合に介護保険金または介護年金の支払理由に該当するときに限ります。
- [8] 保障見直しがなかったものとした場合に認知症保障特約の責任開始期の属する日から起算して180日を経過した日以降に特定認知症状態に該当したと医師によって診断されたときに限ります。

見直後特約の認知症保険金額が見直前特約をこえる部分のうち次に定める金額の合計額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。

1. 見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額^{[1][4][9]}
 2. 見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額^{[1][5][9]}
 3. 見直前特約の介護保険金額^{[6][7][9]}
 4. 見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額^{[1][10]}
- ⑥ 見直後特約に認知症保障特約を含む場合に、被保険者が見直後特約の責任開始期の属する日から起算して180日以内に認知症または軽度認知障害に該当したと医師によって診断確定されたときは、次に定めるところによります。
1. 認知症保険金または軽度認知障害給付金の支払いに際しては、見直後特約の基本保険金額が見直前特約と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。ただし、見直後特約の基本保険金額が見直前特約をこえる部分については、次に定めるところによります。
 - イ. 次に定める金額の合計額と同額の範囲内の部分については、生活障害収入保障特約等に定める所定の認知症に該当したときは、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。
 - (1) 見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額^{[1][4][9]}
 - (2) 見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額^{[1][5][9]}
 - (3) 見直前特約の介護保険金額^{[6][7][9]}
 - (4) 見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額^{[1][10]}
 - ロ. 前イに定める金額をこえる部分については、認知症または軽度認知障害に該当したことによる認知症保険金または軽度認知障害給付金を支払いません。
 2. 前号により認知症保険金または軽度認知障害給付金を支払わない部分は、無効とします。この場合、受け取った認知症保障特約の保険料のうち、この部分に対応する金額を保険契約者に払いもどします。
- ⑦ 見直後特約に生活障害収入保障特約を含む場合は、第5条（保障見直し後の特別取扱い）第6項第2号の適用に際しては、次に定めるところによります。
1. 被保険者が見直後特約の責任開始期以後に見直後特約による就労不能・介護年金の支払いに該当したときは、見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額が見直前特約をこえる部分のうち次に定める金額の合計額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。^[11] ただし、見直後特約の就労不能・介護保障充実給付金の支払額^[12]が見直前特約をこえるときは、そのこえる部分については、見直後特約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
 - イ. 見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額^{[1][9][13]}
 - ロ. 見直前特約の介護保険金額^{[6][7][9][13]}
 - ハ. 見直前特約の高度障害保険金額^{[14][15]}から見直後特約の高度障害保険金額^[14]を差し引いた金額^{[1][16]}
 - ニ. 見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額^{[1][10][13]}
 - ホ. 見直前特約の認知症保険金額から見直後特約の認知症保険金額を差し引いた金額^{[1][9][17]}

補 則 欄

第8条補則

- [9] 第3項により見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなされる金額または第4項により見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間が継続されたものとする金額を除きます。
- [10] 保障見直しがなかったものとした場合に特定認知症状態保険金の支払理由に該当するときに限ります。
- [11] 就労不能・介護保障充実給付金の支払いについても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。
- [12] 生活障害収入保障特約に定める、就労不能・介護保障充実給付金の要介護状態が継続して所定の日数あること以外による支払額をいいます。
- [13] 第5項により見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなされる金額または第6項により見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間が継続されたものとする金額を除きます。
- [14] 高度障害年金の現価相当額を含めます。
- [15] 介護保険金または介護年金が支払われることにより支払われない高度障害保険金額および高度障害年金の現価相当額を除きます。
- [16] 保障見直しがなかったものとした場合に高度障害保険金または高度障害年金の支払理由に該当するときに限ります。
- [17] 保障見直しがなかったものとした場合に生活障害収入保障特約等に定める器質性認知症に関する要介護状態に該当するときに限ります。

2. 被保険者が見直後特約の責任開始期以後に見直後特約による就労不能・介護保障充実給付金の要介護状態が継続して所定の日数あることによる支払いに該当したときは、見直後特約の就労不能・介護保障充実給付金の支払額^[18]が見直前特約をこえる部分のうち見直前特約の早期ケア給付金の1回あたりの支払額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。^[19]
- ⑧ 見直後特約に生活障害収入保障特約(23)を含む場合は、第5条(保障見直し後の特別取扱い)第6項第2号の適用に際しては、見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額が見直前特約をこえる部分のうち次に定める金額の合計額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。
1. 見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額^{[1][9][13]}
 2. 見直前特約の介護保険金額^{[6][7][9][13]}
 3. 見直前特約の高度障害保険金額^{[14][15]}から見直後特約の高度障害保険金額^[14]を差し引いた金額^{[1][16]}
 4. 見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額^{[1][10][13]}
 5. 見直前特約の認知症保険金額から見直後特約の認知症保険金額を差し引いた金額^{[1][9][17]}
- ⑨ 見直後特約に生活障害保障充実特約(23)を含む場合は、第5条(保障見直し後の特別取扱い)第6項第2号の適用に際しては、見直後特約の就労不能・介護保障充実給付金の支払額^[20]が見直前特約をこえる部分のうち見直前特約の早期ケア給付金の1回あたりの支払額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。^[19]
- ⑩ 見直後特約に生活障害終身保険特約を含む場合は、第5条(保障見直し後の特別取扱い)第6項第2号の適用に際しては、見直後特約の就労不能・介護保険金額が見直前特約をこえる部分のうち次に定める金額の合計額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。
1. 見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額^{[1][9][13]}
 2. 見直前特約の介護保険金額^{[6][7][9][13][21]}
 3. 見直前特約の高度障害保険金額^{[14][15]}から見直後特約の高度障害保険金額^[14]を差し引いた金額^{[1][16][21]}
 4. 見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額^{[1][10][13][21]}
 5. 見直前特約の認知症保険金額から見直後特約の認知症保険金額を差し引いた金額^{[1][9][17][21]}
- ⑪ 見直後特約に特定重度生活習慣病保障特約を含む場合は、第5条(保障見直し後の特別取扱い)第6項の適用に際しては、次に定めるところによります。
1. 第2号の適用に際しては、見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額が見直前特約をこえる部分のうち見直前特約の特定疾病保険金額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなします。^[22]
 2. 第3号の適用に際しては、見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額が見直前特約をこえる部分のうち見直前特約の重度慢性疾患保険金額と同額の範囲内の部分についても、見直後特約の責任開始期以後に初診日があったものとみなします。^[23]
- ⑫ 見直後特約に特定疾病保障定期保険特約、重度慢性疾患保障保険特約、介護年金保障定期保険特約、新介護保障定期保険特約、新介護通減定期保険特約、新介護収入保障特約、生活障害収入保障特約等^[24]、生活障害終身保険特約または特定重度生活習慣病保障特約を含む場合は、第5条(保障見直し後の特別取扱い)第6項第2号もしくは第3号または本条第7項、第8項、第10項もしくは第11項により特定疾病保険金、重度慢性疾患保険金、介護保険金、介護年金、就労不能・介護年金、就労不能・介護保険金または特定重度生活習慣病保険金が支払われたときは、見直後特約の特定疾病保険金額等は、特定疾病保険金等の支払いに該当した時にさかのぼって支払われた金額と同額分減額されたものとします。この場合、見直後特約の定めにかかわらず、減額部分の解約返戻金を支払いません。
- ⑬ 見直後特約に新介護保障定期保険特約、新介護通減定期保険特約または新介護収入保障特約を含み、見直前特約に新介護通減定期保険特約を含む場合で、次の条件をすべて満たすときは、見直後特約にかかわらず、見直後特約の早期ケア給付金額は、消滅時における見直前特約の早期ケア給付金額と同額とします。
1. 見直前特約の更新時に保障見直しを行ったとき
 2. 見直後特約のうち新介護保障定期保険特約、新介護通減定期保険特約および新介護収入保障特約の死亡保険金額

第8条補則

[18]生活障害収入保障特約に定める、就労不能・介護保障充実給付金の要介護状態が継続して所定の日数あることによる1回あたりの支払額をいいます。

[19]保障見直しがなかったものとした場合に早期ケア給付金の支払理由に該当するときに限ります。

[20]生活障害保障充実特約(23)に定める、就労不能・介護保障充実給付金の要介護状態が継続して所定の日数あることによる1回あたりの支払額をいいます。

[21]第7項または第8項により見直後特約の責任開始期以後に原因が生じたものとみなされる金額を除きます。

[22]保障見直しがなかったものとした場合に特定疾病保険金の支払理由に該当するときに限ります。

[23]保障見直しがなかったものとした場合に重度慢性疾患保険金の支払理由に該当するときに限ります。

[24]生活障害収入保障特約または生活障害収入保障特約(23)をいいます。

等の合計額が見直前特約の消滅時における新介護保障定期保険特約、新介護通減定期保険特約および新介護収入保障特約の死亡保険金額等の合計額と同額であるとき

3. 被保険者が見直前特約の保険期間中に要介護状態に該当したとき
4. 見直前特約の消滅後も引き続きその状態が継続し、見直後特約の早期ケア給付金の支払理由に該当したとき

第9条（見直後特約に保険料払込免除特約等を含む場合の特則）

- ① 見直後特約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約または保険料払込免除特約(15)が含まれている場合は、第5条（保障見直し後の特別取扱い）第6項の適用に際しては、「保険料の払込免除」を「保険料の払込免除（ただし、保障見直しがなかったものとした場合に保険料の払込免除の理由に該当するときに限ります。）」と読み替えます。
- ② 見直後特約に保険料払込免除特約(15)が含まれている場合^[1]は、次に定めるところによります。
 1. 被保険者が見直後特約に含まれている保険料払込免除特約(15)の責任開始期前または責任開始期の属する日から起算して90日以内に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された場合に保険料払込免除特約(15)を無効とするときは、見直後特約のうち見直価格に対応する部分については、保険料払込免除特約(15)を含む場合と含まない場合の見直価格相当額の差額を保険契約者に支払います。
 2. 被保険者が見直後特約に含まれている保険料払込免除特約(15)の責任開始期前または責任開始期の属する日から起算して90日以内に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された場合に保険料払込免除特約(15)の締結の際に生活障害型が選択されていたものとするときは、見直後特約のうち見直価格に対応する部分については、保険料払込免除特約(15)の締結の際に選択された特約の型に応じて、保険料払込免除特約(15)の特約の型が総合型または生活障害・がん型の場合と生活障害型の場合の見直価格相当額の差額を保険契約者に支払います。
 3. 被保険者が見直後特約に含まれている保険料払込免除特約(15)の責任開始期の属する日から起算して90日以内に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定された場合であっても、見直前特約に含まれている保険料払込免除特約(15)等^[2]の責任開始期の属する日から起算して90日をこえているときは、見直後特約の保険料の払込みを免除します。

第10条（特約の同時消滅）

次の場合、この特約は同時に消滅します。

1. 主契約の消滅
2. この特約を付加した後、再度保障見直しまたは保障一括見直しを行うとき

第11条（特約の読替え）

見直前特約が保障一括見直し特約付保険契約に付加されているときは、この特約に定める「契約日」を「保障一括見直し特約に定める保障一括見直日」と読み替えます。

第12条（給付限度の取扱い）

見直後特約の死亡保険金額等の合計額が見直前特約の消滅時における死亡保険金額等の合計額をこえないときその他の会社の定める条件を満たすときは、見直後特約の給付限度については、見直前特約と見直後特約の保険期間が継続されたものとして通算します。

第13条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第3条（見直後特約の責任開始期）および第4条（見直前特約の消滅）の適用に際しては、「積立金の全部または一部」を「積立金の一部」と読み替えます。
2. 第7条（保障見直し後の主契約または見直後特約の解約、解除または引出しの取扱い）の適用に際しては、「引出し」を「一部取崩し」と読み替えます。
3. 第10条（特約の同時消滅）の適用に際しては、次の号を加えます。
 3. 主契約に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加され、主契約の全部が移行したとき

第9条補則

[1] 特約の型が生活障害型の場合を除きます。

[2] 保険料払込免除特約(15)、保険料払込免除特約またはがん保障保険料払込免除特約をいいます。

第14条（見直価格の充当先等の特別取扱い）

見直前特約に総合医療特約等^[1]、保険料払込免除特約(15)または解約返戻金のない見直価格部分等の保険料積立金^[2]が含まれている場合、第4条（見直前特約の消滅）の適用に際しては、次に定めるところによります。

1. 第2項にかかわらず、次に定めるところによります。
 - イ. 次に定める金額の合計額^[3]（以下本条において「保険料積立金合計額」といいます。）に相当する見直価格については、見直後特約のうち会社の定める特約の保険料積立金に充当します。
 - (1) 総合医療特約等^[4]の保険料積立金^[5]
 - (2) 解約返戻金のない見直価格部分等の保険料積立金^[2]
 - (3) 保険料払込免除特約(15)を付加した場合と付加しない場合の保険料積立金^{[6][7]}の差額
 - ロ. 主契約の積立金に充当する金額は、見直価格のうち保険料積立金合計額以外の金額とします。
2. 第3項の適用に際しては、「見直価格」を「見直価格のうち第14条（見直価格の充当先等の特別取扱い）に定める保険料積立金合計額以外の金額」と読み替えます。

第15条（見直後特約に総合医療特約を含む場合の特則）

見直前特約に災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)または入院治療重点保障特約のいずれかの特約^[1]が含まれていない場合、見直後特約に含まれている総合医療特約については第5条（保障見直し後の特別取扱い）第6項第1号を適用しません。

第16条（見直前特約の更新時に保障見直しを行う場合の特則）

見直前特約の更新時にこの特約を主契約に付加して保障見直しを行うときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（用語の意義）の適用に際しては、「特約の一部を消滅させ」を「特約の全部または一部を消滅させ」と読み替えます。
2. 第3条（見直後特約の責任開始期）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第3条（見直後特約の責任開始期）

① 会社は、見直後特約の締結を承諾した場合には、見直前特約の更新時から見直後特約における責任を負います。この場合、見直後特約の保険料については、次に定めるところによります。

1. 見直後特約のうち保険料が一時払い以外の特約

見直後特約の第1回保険料は、その更新の日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料（保険料の払込みを停止もしくは終了し、または、特約充当保険料の積立金からの充当が行われているときは、その主契約の保険料とともに払い込まれるべき特約充当保険料）と同様に取扱いします。

2. 見直後特約のうち保険料が一時払いの特約

イ. 見直後特約の保険料は、その更新の日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。ただし、見直後特約の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれないときは、保障見直しは行われなかったものとします。



第14条補則

- [1] 総合医療特約、成人病入院特約(09)、女性疾病入院特約(09)、がん入院特約(09)、入院保障充実特約(09)、がん診断特約、がん薬物治療特約、生活障害収入保障特約、特定重度生活習慣病保障特約、定期保険特約(18)、収入保障特約(18)、認知症保障特約、特定認知症状態保障特約、がん診断継続保障特約もしくは保険料払込期間と保険期間が異なる新先進医療特約または特約の解約返戻金に関する特約が付加されている特約をいいます。
- [2] この特約、保障一括見直し特約または転換特約の定めるところにより、保険契約者の申出がないにもかかわらず会社の定める特約に充当された見直価格部分または転換価格部分の保険料積立金をいいます。
- [3] 見直後特約の死亡保険金額等を基準として計算した金額の合計額が見直前特約をこえないときは、「0」を下限として会社の定める方法により計算した金額とします。
- [4] 総合医療特約、成人病入院特約(09)、女性疾病入院特約(09)、がん入院特約(09)、入院保障充実特約(09)、がん診断特約、がん薬物治療特約、生活障害収入保障特約、特定重度生活習慣病保障特約、認知症保障特約、特定認知症状態保障特約、がん診断継続保障特約および保険料払込期間と保険期間が異なる新先進医療特約、特約の解約返戻金に関する特約が付加されている特約ならびに定期保険特約(18)および収入保障特約(18)のうち転換価格または見直価格が充当された部分以外の部分をいいます。
- [5] 総合医療特約、認知症保障特約もしくは特定認知症状態保障特約または特約の解約返戻金に関する特約が付加されている特約に解約返戻金がある場合には、その解約返戻金を差し引いた金額とします。
- [6] 第1号イ(1)および(2)を除きます。
- [7] 保険料一時払いの特約の保険料積立金および特約のうち転換価格または見直価格が充当された部分の保険料積立金を除きます。

第15条補則

- [1] これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。

- ロ. 見直後特約の保険料については、未払込み保険料の積立金からの払込みは取り扱いません。
- ② 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の積立金の全部または一部（主契約が最低保証利率付3年ごとと利率変動型積立終身保険の場合は積立金の一部）を前項第2号に定める見直後特約の保険料の払込みに充てることができます。

第17条（見直後特約にがん診断特約等を含む場合の特則）

- ① 見直後特約にがん診断特約を含む場合に、被保険者が見直後特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内にがん^{がん}に罹患したと医師によって診断確定されたときは、がん診断特約については、次に定めるところによります。
1. がん診断保険金の支払いに際しては、見直後特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額が見直前特約と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。ただし、見直後特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額が見直前特約をこえる部分については、次に定めるところによります。
- イ. 見直前特約に含まれるがん診断継続保障特約のがん診断保険金額から見直後特約に含まれるがん診断継続保障特約のがん診断保険金額を差し引いた金額^[1]と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。
- ロ. 前イに定める金額をこえる部分のうち、次に定める金額の合計額と同額の範囲内の部分については、特定重度生活習慣病保障特約等に定める悪性新生物に罹患^{りかん}したときは、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。ただし、特定重度生活習慣病保障特約等に定める悪性新生物以外に罹患^{りかん}したときは、がん^{がん}に罹患^{りかん}したことによるがん診断保険金を支払いません。
- (1) 見直前特約の特定疾病保険金額
- (2) 見直前特約の特定重度生活習慣病保険金額から見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額を差し引いた金額^[1]
- ハ. 前イおよびロに定める金額の合計額をこえる部分については、がん^{りかん}に罹患^{りかん}したことによるがん診断保険金を支払いません。
2. 前号によりがん診断保険金を支払わない部分は、無効とします。この場合、受け取ったがん診断特約の保険料のうち、この部分に対応する金額を保険契約者に払いもどします。
- ② 見直後特約にがん診断継続保障特約を含む場合、がん診断継続保障特約については、次に定めるところによります。
1. 被保険者が見直後特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内にがん^{がん}に罹患したと医師によって診断確定されたときは、次に定めるところによります。
- イ. がん診断保険金の支払いに際しては、見直後特約に含まれるがん診断継続保障特約のがん診断保険金額が見直前特約と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。ただし、見直後特約に含まれるがん診断継続保障特約のがん診断保険金額が見直前特約をこえる部分については、次に定めるところによります。
- (1) 見直前特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額から見直後特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額を差し引いた金額^[1]と同額の範囲内の部分については、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。
- (2) 前(1)に定める金額をこえる部分のうち、次のaの金額およびbの金額の合計額からcの金額を差し引いた金額^[1]と同額の範囲内の部分については、特定重度生活習慣病保障特約等に定める悪性新生物に罹患^{りかん}したときは、見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間は継続されたものとします。ただし、特定重度生活習慣病保障特約等に定める悪性新生物以外に罹患^{りかん}したときは、がん^{りかん}に罹患^{りかん}したことによるがん診断保険金を支払いません。
- a. 見直前特約の特定疾病保険金額
- b. 見直前特約の特定重度生活習慣病保険金額から見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額を差し引いた金額^[1]
- c. 見直後特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額から見直前特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額を差し引いた金額^[1]
- (3) 前(1)および(2)に定める金額の合計額をこえる部分については、がん^{りかん}に罹患^{りかん}したことによるがん診断保険金を支払いません。
- (4) 前(2)により見直前特約の保険期間と見直後特約の保険期間が継続されたものとする部分については、がん診断保険金を支払った場合、がん診断継続保障特約の定めにかかわらず、被保険者ががん診断保険金の支払理由に該当した時から消滅します。
- ロ. 前イによりがん診断保険金を支払わない部分は、無効とします。この場合、受け取ったがん診断継続保障特約

補 則 欄

第17条補則

[1] 負となる場合は「0」とします。

[2] 保障見直しがなかったものとした場合に特定重度生活習慣病保険金等の所定の悪性新生物に関する支払理由に該当するときに限ります。

の保険料のうち、この部分に対応する金額を保険契約者に払いもどします。

2. 第5条（保障見直し後の特別取扱い）第6項第1号の適用に際しては、次に定めるところによります。

イ. 見直後特約に含まれるがん診断継続保障特約のがん診断保険金額が見直前特約をこえる部分のうち、見直前特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額から見直後特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額を差し引いた金額^[1]と同額の範囲内の部分についても、解除されないものとします。

ロ. 見直後特約締結の際の告知義務違反により解除される部分のうち、次の(1)の金額および(2)の金額の合計額から(3)の金額を差し引いた金額^[1]と同額の範囲内の部分については、解除の際にすでにがん診断保険金の支払理由が生じていたとき^[2]は、がん診断継続保障特約の定めにかかわらず、がん診断保険金を支払います。

(1) 見直前特約の特定疾病保険金額

(2) 見直前特約の特定重度生活習慣病保険金額から見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額を差し引いた金額^[1]

(3) 見直後特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額から見直前特約に含まれるがん診断特約のがん診断保険金額を差し引いた金額^[1]

第18条（見直前特約に生活障害収入保障特約等を含む場合の特則）

① 見直前特約に生活障害収入保障特約を含む場合で、見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額が見直前特約を下回るときは、第5条（保障見直し後の特別取扱い）第1項の適用に際しては、次に定めるところによります。

1. 見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金額は、見直後特約の責任開始時に見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額により計算した年金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。^[1]

2. 前号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護保険金額が見直前特約をこえるときは、次に定めるところによります。

イ. 見直後特約の就労不能・介護保険金額から見直前特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額が、見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額を下回るときは、次に定めるところによります。

(1) 見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額により計算した年金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

a. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額

b. 見直後特約の就労不能・介護保険金額から見直前特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額

(2) 前(1)にかかわらず、見直後特約の高度障害保険金額^[2]が見直前特約をこえるとき^[3]は、次に定めるところによります。

a. 見直後特約の就労不能・介護保険金額および高度障害保険金額^[2]の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および高度障害保険金額^[2]の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額を下回るとき

見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額により計算した年金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

(i) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額

(ii) 見直後特約の就労不能・介護保険金額から見直前特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額

(iii) 見直後特約の高度障害保険金額^[2]から見直前特約の高度障害保険金額^[2]を差し引いた金額

b. 前a以外のとき

前(1)に定める取扱いを行いません。

(3) 前(1)にかかわらず、見直後特約の特定認知症状態保険金額が見直前特約をこえるとき^[4]は、次に定めるところによります。

a. 見直後特約の就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額を下回るとき

見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額により計算した年金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

(i) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額



第18条補則

[1] 見直後特約に生活障害収入保障特約が含まれていないときは、見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約は、見直後特約の責任開始時に解約されたものとして取り扱います。

[2] 高度障害年金の現価相当額を含めます。

[3] 保障見直しがなかったものとした場合に高度障害保険金または高度障害年金の支払理由に該当するときに限ります。

[4] 保障見直しがなかったものとした場合に特定認知症状態保険金の支払理由に該当するときに限ります。

- (ii)見直後特約の就労不能・介護保険金額から見直前特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額
- (iii)見直後特約の特定認知症状態保険金額から見直前特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額
- b. 前a以外るとき
 - 前(1)に定める取扱いを行いません。
- (4) 前(1)にかかわらず、見直後特約の認知症保険金額が見直前特約をこえるとき^[5]は、次に定めるところによります。
 - a. 見直後特約の就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額を下回るとき
 - 見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額により計算した年金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。
 - (i)見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額
 - (ii)見直後特約の就労不能・介護保険金額から見直前特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額
 - (iii)見直後特約の認知症保険金額から見直前特約の認知症保険金額を差し引いた金額
 - b. 前a以外るとき
 - 前(1)に定める取扱いを行いません。
 - ロ. 前イ以外るとき
 - 前号に定める取扱いを行いません。
- 3. 第1号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護保険金額が見直前特約をこえない場合で、見直後特約の高度障害保険金額^[2]から見直前特約の高度障害保険金額^[2]を差し引いた金額が見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額以上であるとき^[3]は、次に定めるところによります。
 - イ. 見直後特約の就労不能・介護保険金額および高度障害保険金額^[2]の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および高度障害保険金額^[2]の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額を下回るとき
 - 見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額により計算した年金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。
 - (1) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額
 - (2) 見直後特約の就労不能・介護保険金額および高度障害保険金額^[2]の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および高度障害保険金額^[2]の合計額を差し引いた金額
 - ロ. 前イ以外るとき
 - 第1号に定める取扱いを行いません。
 - 4. 第1号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護保険金額が見直前特約をこえない場合で、見直後特約の特定認知症状態保険金額から見直前特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額が見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額以上であるとき^[4]は、次に定めるところによります。
 - イ. 見直後特約の就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額を下回るとき
 - 見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額により計算した年金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。
 - (1) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額
 - (2) 見直後特約の就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額を差し引いた金額
 - ロ. 前イ以外るとき
 - 第1号に定める取扱いを行いません。
 - 5. 第1号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護保険金額が見直前特約をこえない場合で、見直後特約の認知症保険金額から見直前特約の認知症保険金額を差し引いた金額が見直前特約の就労不能・介護保険金額から見直後特約の就労不能・介護保険金額を差し引いた金額以上であるとき^[5]は、次に定めるところによります。
 - イ. 見直後特約の就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額を差し引いた金額を下回るとき
 - 見直前特約に含まれる生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金額は、見直後特約の責任開始時に次に定め



第18条補則

[5] 保障見直しがなかったものとした場合に生活障害収入保障特約等に定める器質性認知症に関する要介護状態に該当するときに限ります。

る金額の合計額により計算した年金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

(1) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額

(2) 見直後特約の就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額を差し引いた金額

ロ. 前イ以外のとき

第1号に定める取扱いを行いません。

② 見直前特約に特定重度生活習慣病保障特約を含む場合で、見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額が見直前特約を下回るときは、第5条（保障見直し後の特別取扱い）第1項の適用に際しては、次に定めるところによります。

1. 見直前特約に含まれる特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金額は、見直後特約の責任開始時に見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。^[6]

2. 前号にかかわらず、見直後特約のがん診断保険金額^[7]が見直前特約をこえるとき^[8]は、次に定めるところによります。

イ. 見直後特約のがん診断保険金額^[7]から見直前特約のがん診断保険金額^[7]を差し引いた金額が、見直前特約の特定重度生活習慣病保険金額から見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額を差し引いた金額を下回るとき

見直前特約に含まれる特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

(1) 見直後特約の特定重度生活習慣病保険金額

(2) 見直後特約のがん診断保険金額^[7]から見直前特約のがん診断保険金額^[7]を差し引いた金額

ロ. 前イ以外のとき

前号に定める取扱いを行いません。

③ 見直前特約に認知症保障特約を含む場合で、見直後特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額が見直前特約を下回るときは、第5条（保障見直し後の特別取扱い）第1項の適用に際しては、次に定めるところによります。

1. 見直前特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額は、見直後特約の責任開始時に見直後特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。^[9]

2. 前号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額が見直前特約をこえるとき^[5]は、次に定めるところによります。

イ. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額から見直後特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額を差し引いた金額を下回るときは、次に定めるところによります。

(1) 見直前特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

a. 見直後特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額

b. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額を差し引いた金額

(2) 前(1)にかかわらず、見直後特約の特定認知症状態保険金額が見直前特約をこえるときは、次に定めるところによります。

a. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額から見直後特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額を差し引いた金額を下回るとき

見直前特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

(i) 見直後特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額

(ii) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額を差し引いた金額

(iii) 見直後特約の特定認知症状態保険金額から見直前特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額



第18条補則

[6] 見直後特約に特定重度生活習慣病保障特約が含まれていないときは、見直前特約に含まれる特定重度生活習慣病保障特約は、見直後特約の責任開始時に解約されたものとして取り扱います。

[7] がん診断特約のがん診断保険金額およびがん診断継続保障特約のがん診断保険金額の合計額をいいます。

[8] 保障見直しが無かったものとした場合に特定重度生活習慣病保険金の所定の悪性新生物に関する支払理由に該当するときに限ります。

[9] 見直後特約に認知症保障特約が含まれていないときは、見直前特約に含まれる認知症保障特約は、見直後特約の責任開始時に解約されたものとして取り扱います。

- b. 前a以外るとき
前(1)に定める取扱いを行いません。
- ロ. 前イ以外るとき
前号に定める取扱いを行いません。
- 3. 第1号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額が見直前特約をこえない場合で、見直後特約の特定認知症状態保険金額から見直前特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額が見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額から見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額を差し引いた金額以上であるとき^[5]は、次に定めるところによります。
 - イ. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額から見直後特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額を差し引いた金額を下回るとき
見直前特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。
 - (1) 見直後特約に含まれる認知症保障特約の基本保険金額
 - (2) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および特定認知症状態保険金額の合計額を差し引いた金額
 - ロ. 前イ以外るとき
第1号に定める取扱いを行いません。
- ④ 見直前特約に特定認知症状態保障特約を含む場合で、見直後特約の特定認知症状態保険金額が見直前特約を下回るときは、第5条(保障見直し後の特別取扱い)第1項の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - 1. 見直前特約に含まれる特定認知症状態保障特約の特定認知症状態保険金額は、見直後特約の責任開始時に見直後特約の特定認知症状態保険金額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。^[10]
 - 2. 前号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額が見直前特約をこえるとき^[11]は、次に定めるところによります。
 - イ. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額を下回るときは、次に定めるところによります。
 - (1) 見直前特約に含まれる特定認知症状態保障特約の特定認知症状態保険金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。
 - a. 見直後特約の特定認知症状態保険金額
 - b. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額を差し引いた金額
 - (2) 前(1)にかかわらず、見直後特約の認知症保険金額が見直前特約をこえるときは、次に定めるところによります。
 - a. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額を下回るとき
見直前特約に含まれる特定認知症状態保障特約の特定認知症状態保険金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。
 - (i) 見直後特約の特定認知症状態保険金額
 - (ii) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額を差し引いた金額
 - b. 前a以外るとき
前(1)に定める取扱いを行いません。



第18条補則

[10] 見直後特約に特定認知症状態保障特約が含まれていないときは、見直前特約に含まれる特定認知症状態保障特約は、見直後特約の責任開始時に解約されたものとして取り扱います。

[11] 保障見直しがなかったものとした場合に生活障害収入保障特約等に定める器質性認知症に関する要介護状態に該当するときを除きます。

ロ. 前イ以外のとき

前号に定める取扱いを行いません。

3. 第1号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額および就労不能・介護保険金額の合計額が見直前特約をこえない場合で、見直後特約の認知症保険金額が見直前特約の認知症保険金額以上であるとき^[11]は、次に定めるところによります。

イ. 見直後特約の認知症保険金額から見直前特約の認知症保険金額を差し引いた金額が、見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額を下回るとき

見直前特約に含まれる特定認知症状態保障特約の特定認知症状態保険金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

(1) 見直後特約の特定認知症状態保険金額

(2) 見直後特約の認知症保険金額から見直前特約の認知症保険金額を差し引いた金額

ロ. 前イ以外のとき

第1号に定める取扱いを行いません。

4. 第1号にかかわらず、見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額が見直前特約をこえるとき^[5]は、次に定めるところによります。

イ. 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額を差し引いた金額が、見直前特約の特定認知症状態保険金額から見直後特約の特定認知症状態保険金額を差し引いた金額を下回るときは、次に定めるところによります。

見直前特約に含まれる特定認知症状態保障特約の特定認知症状態保険金額は、見直後特約の責任開始時に次に定める金額の合計額まで減額されて継続していたものとして取り扱います。

(1) 見直後特約の特定認知症状態保険金額

(2) 見直後特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額から見直前特約の就労不能・介護年金の現価相当額、就労不能・介護保険金額および認知症保険金額の合計額を差し引いた金額

ロ. 前イ以外のとき

第1号に定める取扱いを行いません。